

所得税法

2019年度よりIFRS第16号「リース」を適用する場合の法人税確定申告に関する規定

2019年度よりIFRS第16号「リース」を適用している営利事業者の会計処理について、下記の例外事項を除き、法人税確定申告を行う時は原則として税務上の処理は会計上の処理に従い（税会一致）、関連原価・費用については申告調整が不要である旨、財政部が5月22日に解釈通達で説明しました。

例外事項:

1. 使用権資産の取得原価に解体、除去または原状回復の際に生じるコストの見積額を含めている場合、その減価償却費は損金算入を認めず、実際発生時点で初めて損金となる。
2. 使用権資産はその耐用年数にわたって減価償却を行うが、税務上の固定資産の耐用年数表に定める年数を下回った場合の償却超過額は損金算入できない。
3. 会計上認識された資産の減損損失および評価損益のうち、未実現の部分は申告調整で戻し入れなくてはならない。

PwC台湾の見解:

2019年度より、以前からあるリース契約も新規に締結されたリース契約も、税会一致で処理を行い、会計上認識した減価償却費および支払利息は、税務上も原則としてそのまま認められることとなりました。また、2019年1月1日よりIFRS第16号を初度適用する際に過年度未認識費用を前期繰越利益から直接控除している場合、税務上はまだ当該費用を損金算入していないため、法人税監査準則第111条に基づき、税務上2019年度の営業外損失として損金算入し、税会不一致を一括調整できます(会社自身の契約分のみであり、被投資会社の契約分は含まない)。

租税優遇措置

「海外資金還流による産業投資に関する規定」における分母（資本金）の定義の改正

経済部が「海外資金還流による産業投資に関する規定」における資本の定義について改正し、既存の資本金を含まず、ベンチャー事業(私募ファンド)の新規資本(出資)金額に株式プレミアムを加算した金額のみで計算することになりました。

改正のポイントは以下のとおりです。

1. 「海外資金還流による産業投資に関する規定」によれば、ベンチャー事業(私募ファンド)の台湾域内の重要政策に係る産業への投資比率は、第3年度に20%、第4年度に50%に達していなければならない、その計算式は「台湾域内の重要政策に係る産業への投資金額÷資本金」となっています。今回の改正では、「資本金」が「ベンチャー事業または私募ファンドの新規資本(出資)金額」と定義されました。以下に例を挙げて説明します。

ベンチャー事業の既存の資本金が100、還流資金は60で全額を台湾域内の重要産業へ投資するとした場合、改正前の規定で計算した投資比率は $[60/(100+60)]=37.5\%$ で50%以下ですが、改正後は $[60/60]=100\%$ で50%以上となります。

2. ベンチャー事業(私募ファンド)の台湾域内産業への投資は、新たに発行される株式の取得(出資)に限られ、また、被投資事業は不動産の購入、海外事業への再投資を行うことはできません。

PwC台湾の見解：

1. 既存のベンチャー事業にとって、改正後は「新規の払込資本金に株式プレミアムを加算」することとなり(ベンチャー事業の新設と同様)、分母が減少するため、改正前(全ての払込資本金を分母とする)に比べ、上記の台湾域内の重要政策に係る産業への投資比率が達成しやすくなり、既存のベンチャー事業の投資効果向上に有利となります。ただし、既存の投資制限に留意することが必要であり、例えば、ベンチャー事業が「海外資金還流特別法」を適用後は上場(店頭公開)株式は購入できず、海外の非上場(店頭公開)会社への投資比率も25%に制限されます。なお、ベンチャー事業の海外の非上場(店頭公開)会社への投資比率は資本金(分母)の25%までですが、資本金の分母の定義が変更されたため、海外への投資限度額の計算も間接的に影響を受けることとなります。
2. 今回の改正は2020年6月10日より施行されました。なお、海外資金還流特別法の施行1年目の優遇税率8%の適用を受けるためには、遅くとも2020年8月14日までに国税局へ申請することが必要です。

営業税法

営業人の電子雑誌の閲覧サービス提供の営業税免除に関する規定

財政部が6月2日に「営業人の電子雑誌の閲覧サービス提供の営業税免除に関する規定」について説明しました。以下はその要点をまとめます。

<状況>

- ① 営業人が合法に登記された雑誌社と契約を締結し、インターネットプラットフォームで雑誌社が出版した電子雑誌の閲覧サービスを提供し料金を受け取る場合、あるいは
- ② 合法に登記された雑誌社がインターネットを通じて前述のサービスを提供し料金を受け取る場合(購読日2020年9月1日以後が対象)

<営業税の取り扱い>

ダウンロードされる電子雑誌のデータファイルを、

(1)購入者が永久的に保存できるものは営業税免除

(2)購入者が再度ダウンロードし閲覧できないものは営業税課税

なお、(2)は、購入者との契約の有効期間中に営業人が契約に基づき期限を過ぎた電子雑誌のデータファイルを削除する場合、または契約終了後、購入者が契約の有効期間中にダウンロードした電子雑誌のデータファイルを営業人が削除する場合も含まれます。

<電子雑誌の定義>

「電子雑誌」とは、電子形式(インターネットを含む)で発行され、一定の名称が付けられるもので、なおかつ刊行期間が7日以上3ヶ月以下で定期的な出版される刊行物であり、また、その刊行・掲載する表紙と内容が紙雑誌と同じであることが十分に識別でき、閲覧のみに提供されるものを指します。

PwC 台湾 日本企業部コンタクトリスト

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
パートナー			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@pwc.com
ディレクター			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666 ext23402	miaw-wuu.wang@pwc.com
シニアマネージャー			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@pwc.com
マネージャー			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@pwc.com
白井邦和	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23444	kunikazu.shirai@pwc.com
松室成仁	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23448	naruhito.matsumuro@pwc.com
			www.pwc.tw/ja.html

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利があります。

© 2020 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.tw for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.